

## 日本人の配偶者査証の申請手続きについて

この査証申請は、今後日本人配偶者と共に日本に居住する事(90日以上)を前提とする入国査証申請となります。

(注)外国籍の配偶者が日本人配偶者と里帰り等で一時帰国をする場合は「短期滞在者」の扱いとなるため、短期滞在査証の手続きをご覧ください。

### **申請条件**

日本人と法律上の婚姻関係があること。

- ① 日本人の配偶者で、法務省出入国在留管理庁が発行する「在留資格認定証明書」を取得した場合。
  - \* 日本に居住する配偶者または代理人が申請人に代わって「在留資格認定証明書」の申請をし、交付された後「在留資格認定証明書」原本を査証申請人に送付する。
- ② 日本人の配偶者で、日本人の家族と共に日本に本帰国するが、「在留資格認定証明書」を取得していない場合。
  - \* 日本人の配偶者で現在シンガポールに滞在、配偶者または本人の帰任や転勤、退職などにより日本に本帰国することとなったが、日本国内に「在留資格認定証明書」を申請する代理人等がない場合。

### **査証申請に必要な書類**

#### **留意事項**

- ・チェックリストに従って書類を揃えてください。
- ・A4サイズの用紙以外は使用しないでください。
- ・コピーは事前に準備してください。大使館にはコピーサービスはありません。提出された書類は返却できません。
- ・ホチキス、クリップなどは使用しないでください。
- ・代理人が申請に来る場合は委任状が必要になります。
- ・個別の事情によって追加で書類を求める場合があります。

#### **<CHECK LIST>**

	①	②
条件	在留資格認定証明書を取得している	日本人の家族とともに本帰国するが、在留資格認定証明書を取得していない

#### **申請人が準備する書類**

<input type="checkbox"/>	旅券(原本)	旅券(原本)
<input type="checkbox"/>	査証申請書(原本)	査証申請書(原本)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項の記載、裏面自己申告欄のチェックし、申請人本人の署名が必要です</li> <li>・ロシア及びNIS諸国国籍は2部必要必要です</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	写真(原本)	写真(原本)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月以内に撮影されたもの</li> <li>・4.5cmx4.5cm または 3.5cmx4.5cm、査証申請書にのり付けしてください</li> <li>・無修正、無背景で鮮明なもの</li> <li>・A4サイズでプリントアウトしたものは受け付けられません</li> <li>・ロシア及びNIS諸国国籍は2部必要です</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード(ワークパーミット)(コピー)	シンガポール政府発行のIDカード(ワークパーミット)(コピー)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・裏表両面、縮小、加工せず鮮明なもの</li> <li>・デジタルパスの場合、パス詳細画面およびQRコードを印刷したもの</li> <li>・ワークパスの有効期限内にシンガポールー日本を往復する必要があります。</li> <li>・ワークパスの更新中である場合はMOM発行のIPA(In-Principal Letter)のコピーを提出してください。</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	QRコード画面のプリントアウト	QRコード画面のプリントアウト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがついている場合はカードのコピーと一緒に提出してSGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトし、提出してください。申請前5日以内にプリントアウトしたものをお持ちください。</li> </ul>		

**配偶者(日本人)が準備する書類**

<input type="checkbox"/>	在留資格認定証明書	旅券(コピー)
<input type="checkbox"/>		シンガポール政府発行のIDカード(コピー)  ・裏表両面、縮小、加工せず鮮明なもの ・デジタルパスの場合、パス詳細画面およびQRコードを印刷したもの ・カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがついている場合はカードのコピーと合わせて、SGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトし、提出してください。申請前5日以内にプリントアウトしたものをご提出ください。
<input type="checkbox"/>		戸籍謄本(発行から3ヶ月以内)(原本)
<input type="checkbox"/>		申請人国籍国の婚姻証明書及び現地語の場合は英語または日本語の翻訳(原本とコピー)  ・婚姻証明書が英語または日本語でない場合は翻訳を作成してください。申請者または配偶者作成可。
<input type="checkbox"/>		申請理由書(原本)
<input type="checkbox"/>		身元保証書(原本)

**渡航費用及び本帰国のこと実がわかる書類(申請者または配偶者)**

<input type="checkbox"/>		在職及び、帰任・転勤・退職等事実がわかる所属企業発行の書面(Original)  ・在職証明書は発行から1ヶ月以内のもので、肩書き、給与、雇用開始日等の記載があるもの
<input type="checkbox"/>		Income Tax Notice of Assessment(コピー) または 預金通帳またはEステートメント(コピー)  ・Income Tax Notice of Assessment はIRAS発行のもの(前年の年収が明記されているもの) ・預金通帳は個人名の掲載されているもので、直近1ヶ月の口座の取引内容と残高が記載されたもの ・Eステートメントの場合は、直近3ヶ月分の口座情報を印刷して提出。
<input type="checkbox"/>	<b>代理人による申請の場合</b>	
<input type="checkbox"/>	委任状(原本)	